

財務省告示第三百五十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十年十一月十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年十二月九日

財務大臣 中川 昭一

一 名称及び記 利付国庫債券（十年）（第二百九

十六回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成二十年

度における公債の発行の特例に関する法律（平成二十年法律第二十四号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律

三 振替法の適 第四十六条第一項及び第六十二条第一項

社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法

札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募



七										八															
イ					口					口					イ										
払込金					額					額					額										
争入札	非格第	者第	特参加	国債市	札発	非競入	入札	価格	競争	争入札	非格第	者第	特参加	国債市	札発	非競入	入札	価格	競争						
万	千	百	九	十	一	で	た	条	特	で	た	条	特	万	二	付	一	二	面	行	十	円	千	国	項
円	六	百	十	九	兆	千	六	第	別	九	千	一	会	円	五	千	国	十	金	し	六	、	三	債	の
	百	四	億	六	万	百	四	一	計	十	六	の	計		百	に	規	万	で	利	第	四	つ	定	
	十	七	千	七	千	百	十	の	に	億	千	の	に		九	つ	定	円	、	付	一	会	十	い	に
	億	三	百	八	百	二	七	規	定	六	つ	規	定		十	億	は	同	五	千	国	債	の	は	づ
	千	二	十	十	二	億	億	定	に	百	い	定	に		四	は	づ	法	十	に	規	に	億	、	き
	二	百	一	万	五	千	円	、	基	万	て	、	基		千	額	発	第	六	一	つ	に	千	額	発
	九	十	三	千	百	千	、	づ	法	円	、	づ	法		七	面	行	十	億	六	に	五	千	額	行
	十	四	千	二	二	百	額	き	律	、	額	き	律		百	金	し	十	千	は	づ	七	額	した	
							金	行	第	十	金	行	第		三	額	た	二	千	条	、	第	十	万	付
							額	し	四	六	額	し	六		十	で	利	第	百	額	発	四	万	六	



十四 初期利子

口座に記載又は記録されるものについては、前記<sup>(一)</sup>の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記<sup>(一)</sup>の算式により算出した金額に適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成二十一年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する

償還金額  
償還金額  
元利支  
払場所

平成三十年九月二十日  
額面金額百円につき百円  
日本銀行

参加者

財務大臣から通知を受けた者

十九

二十  
弘  
込  
期  
日  
平  
成  
二  
十  
年  
十  
一  
月  
十  
日